

請 願 ・ 陳 情 文 書 表

令和4年9月定例会

受 理 番 号	6	受 理 年 月 日	令 和 4 年 8 月 2 6 日
請 願 ・ 陳 情 者	渋川市北橋町真壁1756番地1 市民オンブズマン群馬 渋川支部 代表者 小林 益哉		
紹 介 議 員	須田 勝		
付 託 委 員 会	総務市民常任委員会		
<p>渋川市立橋小学校トイレ改修工事を巡る官製談合事件に関する請願書</p> <p>1 要旨</p> <p>市行政幹部を含めこの事件の原因者の刑事告発はもとより、橋小学校トイレは瑕疵の有無を確認することや完全な修復が困難なことから、工事のやり直しを念頭に、この事件の徹底的な調査を求めます。</p> <p>2 理由</p> <p>下記事件について渋川市長により不正が行われていると疑うに足る事実があるので、地方自治法第100条に基づき、調査特別委員会を設置し、刑事告発並びに民事的追及を行い、事件を解明していただきたく、ここに日本国憲法第16条並びに地方自治法第124条の規定により請願いたします。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>【事件名】 渋川市立橋小学校トイレ改修工事を巡る官製談合事件</p> <p>A 不正があると疑うに足る事実を以下に示します。</p> <p>① 令和2年4月13日契約検査課長専決にて、暫定的に資格「有」とされていたA社の「監理技術者」の資格が、令和2年5月7日に市長決裁にて無効となった。</p> <p>しかし、本来4月13日の暫定的な資格「有」を当時に遡って取り消し、「渋川市建設工事請負業者等指名停止措置要綱」に従って、入札前資料の虚偽記載で指名停止措置をすべきであるにもかかわらず、措置を行わなかった事実があります。指名停止等の措置に関する審査をするための、渋川市建設工事請負業者等指名停止審査会が開かれていないのは大変問題です。</p> <p>群馬県競争入札心得では、「条件付き一般競争入札において、契約担当者が指定した日までに入札参加資格確認申請書及び入札参加資格確認資料を提出しないとき」には失格となり、「第2回目</p>			

の入札に参加できない」とあります。渋川市においても同様ではないでしょうか。

ポイント

- ・条件付き一般競争入札は事後審査方式のため暫定的に資格「有」
- ・「渋川市建設工事請負業者等指名措置要綱」に反している。
- ・指名停止措置を行わなかった（審査会すら開かれなかった）。
- ・群馬県では入札参加資格確認資料を提出しないときは失格とあり、2回目の入札には参加できない。

② 1回目の渋川市立橋小学校トイレ改修工事（建築主体工事）は特定建設業許可・監理技術者配置の条件付き一般競争入札であったが、A社には、一級建築士を専任技術者として登録しており、この者以外に監理技術者となりうる1級建築施工管理技士が存在しなかった事実があります。そもそもA社には資格者が少なすぎて、そもそも条件にある特定建設業の許可が成立しているのか疑わしい。

ポイント

- ・特定建設業許可業者、監理技術者配置の条件付き一般競争入札だった。
- ・本来、専任技術者以外に1級建築施工管理技術士が必要。
- ・そもそも特定建設業の許可が成立していたのか。

③ やり直しの渋川市立橋小学校トイレ改修工事（建築主体工事）の設計金額は8,500万円であったが指名競争入札に変更された事実があります。

渋川市条件付き一般競争入札（事後審査方式）実施要領によれば1,000万円以上の工事規模については一般競争入札とあります。

小学校の夏休みを利用するという工期を勘案するとしても、1回目の入札が不調とされた原因である資格不存在が市長決裁された4月21日から、次の入札日である6月2日までの期間が不自然に長く疑問を感じざるを得ません。

ポイント

- ・一般競争入札から指名競争入札に変更された。
- ・1回目の入札不調から次の入札までの期間が不自然に長い。
- ・さっさとやり直しの条件付き一般競争入札を実施すべきであった。

④ 1回目とやり直しの渋川市立橋小学校トイレ改修工事（建築主体

工事)は、ほぼ同じ工事内容であるにも関わらず、1回目の入札条件は全て取り外されて無条件の指名競争入札が行われた事実があります。

「渋川市建設工事等請負業者選定要領」によれば、設計金額が8,000万円以上となる工事にあつては特定建設業の許可を受けている有資格業者から選定するものとあります。やり直し入札の6月2日の段階で実質的に特定建設業ではなかったA社に工事を落札させるためにわざわざ条件を変更したと疑われます。

また、当該「要領」に特定建設業許可とあることから、2級建築施工管理技士による施工では、建設業法に違反してしまい、そもそもトイレ工事の品質確保は絶望的であることが指摘できます。

業者選定調書には特定建設業許可や1級建築施工管理技士の要件が記入され、渋川市では公共性ある大規模工事においては監理技術者の資格がある1級建築施工管理技士の専任配置が前提となっていることが読み取れる。

ポイント

- ・なぜ、1回目の入札条件が全て取り外され無条件の指名競争入札となったのか。
- ・1回目に無効となったA社に配慮し条件を緩和したのか。
- ・A社は実質的に特定建設業ではなかったのではないか。
- ・2級建築施工管理技師による施工でトイレの品質は確保できるか。
- ・業者選定書には、特定建設業許可や1級建築施工管理技士が要件とある。

- ⑤ A社は、1回目の入札において無資格業者であるにも関わらず、事実と相違ないと誓約した入札前資料に虚偽の記載を行い、入札を妨害した。しかし、やり直しの指名競争入札に渋川市長により指名され、この入札が再びA社により落札された事実があります。しかも2級建築施工管理技士による工事施工であった。

ポイント

- ・入札妨害による指名停止措置がなく、市長はなぜA社を指名したのか。
- ・2級建築施工管理技士による工事施工のままでよいのか。

B まとめ

渋川市の「現場代理人及び主任技術者等の配置運用についての手引」は、国土交通省が発出する「管理技術者制度運用マニュアル」に

準拠しています。

このマニュアルによれば、技術者の意義について「建設業については、一品受注生産であるため、あらかじめ品質を確認できないこと、不適切な施工があったとしても完全に修復することが困難であること、完成後には瑕疵の有無を確認することが困難であること」とあります。

特定建設業の許可を含め公共性ある大規模工事には監理技術者等を工事現場で専任で配置しなければ、工事施工物の適正な品質を確保することは不可能です（建設業法第26条第3項等）。

橘小学校は日本国の将来を担う子どもたちが通う大事な小学校です。市行政幹部を含め、この事件の原因者の刑事告発はもとより、子どもたちの安全を守るため、工事のやり直し施工を念頭にこの事件の徹底的な調査を求めます。